

報告第 9 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	令和 3 年 2 月 19 日	24,984 円	東京都江東区古石場二丁目 1 番 1 号株式会社スター商事 代表取締役 星野 博	令和 2 年 12 月 19 日、東綾瀬公園温水プールにおいて、区が管理する受電用高圧ケーブルの絶縁不良により全館停電となったため、相手方の設置する自動販売機内のアイスクリームが溶け、商品としての販売が不能になる損害を与えた。
2	令和 3 年 2 月 25 日	3,484 円	足立区竹の塚在住者	令和元年 11 月 26 日、相手方が区道を自転車で走行中、区道の雨水桝の蓋部分と縁塊との間に存在して

				いた幅約3.5センチメートルの隙間により転倒し、肋骨骨折の傷害を与えた。
--	--	--	--	--------------------------------------